様式第17の4の9(第23条の9の3関係)

1　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／実績値	乖離が生じた理由
原価(単位：円)				
利潤(単位：円)				
需要(単位：Mbps)				
接続料単価				

注1　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。

3　「実績値」の欄には、様式第17の4の5表1(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料)により算定された実績値を記載すること。

4　「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。

5　「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

1の2　データ伝送交換機能の回線数単位接続料の実績値に対する予測値の比率

	予測値	実績値	予測値／実績値	乖離が生じた理由
原価(単位：円)				
利潤(単位：円)				
需要(単位：回線)				
接続料単価				

注1　「データ伝送交換機能の回線数単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第2号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「予測値」の欄には、「実績値」に記載する原価及び利潤の算定の基礎となった会計の事業年度に適用された予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。)の原価、利潤及び需要を記載すること。

3　「実績値」の欄には、様式第17の4の5表1の2(データ伝送交換機能の回線数単位接続料)により算定された実績値を記載すること。

4　「予測値／実績値」の欄には、予測値を実績値で除したものを百分率で記載すること。

5　「乖離が生じた理由」の欄には、予測値と実績値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。

2　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の前年度の予測値の比率

	A)今年度予測値	B)前年度予測値	A)／B)	乖離が生じた理由
原価(単位：円)				

利潤(単位：円)				
需要(単位：Mbps)				
接続料単価				

注1　「データ伝送交換機能の回線容量単位接続料」は、第二種指定電気通信設備接続料規則第4条第1項の表1の項ロに掲げる機能の同条第2項第1号に掲げる部分の接続料をいう。

2　「A)今年度予測値」の欄には、様式第17の4の5表1(データ伝送交換機能の回線容量単位接続料)により算定された予測値のうち、直近の事業年度に適用される予測接続料(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第3項に規定する予測接続料をいう。以下この様式において同じ。)に係るものを記載すること。

3　「B)前年度予測値」の欄には、「A)今年度予測値」に記載する予測接続料の基礎事業年度(第二種指定電気通信設備接続料規則第17条第2項に規定する基礎事業年度をいう。以下この様式において同じ。)の前年度を基礎事業年度として算定された予測接続料のうち、「A)今年度予測値」に記載する予測接続料と同じ事業年度に適用される予測接続料に係る原価、利潤及び需要を記載すること。

4　「A)／B)」の欄には、今年度予測値を昨年度予測値で除したものを百分率で記載すること。

5　「乖離が生じた理由」の欄には、今年度予測値と昨年度予測値に乖離が生じた理由を具体的に記載すること。記載に当たつては、計算式の変更により乖離が生じた場合はその内容及び変更理由を、入力値により乖離が生じた場合にはその増減及びその理由について定量的に記載すること。